

居宅訪問型保育 (〇〇 〇〇)

事務所の所在地 埼玉県越谷市〇〇1-2-3(保育者自宅)
事業開始年月日 〇〇年〇月〇日
設置者(兼)管理者 〇〇 〇〇

◆保育時間

月曜日～金曜日 〇:〇〇～〇:〇〇

◆定員

1人(生後〇か月から〇歳〇か月まで利用可能)

※兄弟姉妹の場合は、2人まで保育可能な場合があります。(事前にご相談ください。)

◆保育内容・利用料金

一時預かり

1時間あたり ***円 ~ ***円 (〇:〇〇～〇:〇〇)

1時間あたり ***円 ~ ***円 (〇:〇〇～〇:〇〇)

※利用料金はお子さんの年齢等によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

※上記料金の他、別途保護者の方のご自宅までの交通費(実費分)等がかかります。

※保育料金については、2019年10月分から〇〇のため、改訂しています。

改訂前: 〇〇円 ⇒ 改訂後: ***円

◆保育者の配置

保育者は1人です。(保育士資格あり。〇〇〇研修受講修了)

◆保険の種類・保険事故・保険金額

※詳しくはお問い合わせください。

保 険 の 種 類	
保 険 事 故 (内 容)	
保 険 金 額	***円

◆提携医療機関・所在地・提携内容

【医療機関】△△△病院(所在地:埼玉県〇〇市〇〇1-10-20)

【提携内容】保育中の緊急対応

◆緊急時等における対応

保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者の方が指定した緊急連絡先やかかりつけ医への連絡、近隣医療機関の受診など必要に応じた対応を行います。

その他「危機管理マニュアル」を整備し、緊急時に備えています。

◆非常災害対策

マ ニ ュ ア ル ・ 訓 練 等	経済産業省作成の「ベビーシッター会社のための防災ハンドブック」を活用しています。 また、安全対策に関する研修を受講しています。
安 全 確 保 避 難 場 所 の 確 認	事前に保護者の方と打ち合わせを行い、保育する部屋の確認や、避難場所等の確認を行います。
非 常 災 害 時 の 連 絡 手 段	事前に保護者の方と打ち合わせを行い、連絡手段の確認を行います。

◆虐待防止のための措置に関する事項

「虐待防止マニュアル」を整備し、毎年1回研修を受講しています。

◆事務所の設備の概要

保育者の自宅が事務所となります。事務所には事業用に次の設備を備えています。

パソコン(居宅訪問型保育事業専用)1台 鍵付キャビネット(個人情報保管用)1台

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは同法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第59条の2に基づき市への設置届出を義務づけられた施設です。

*設置届出先 子ども家庭部 子ども育成課 (Tel 048-963-9197)